

令和6年度

つくばスマートシティ社会実装

トライアル支援事業

実施要項



つくば市

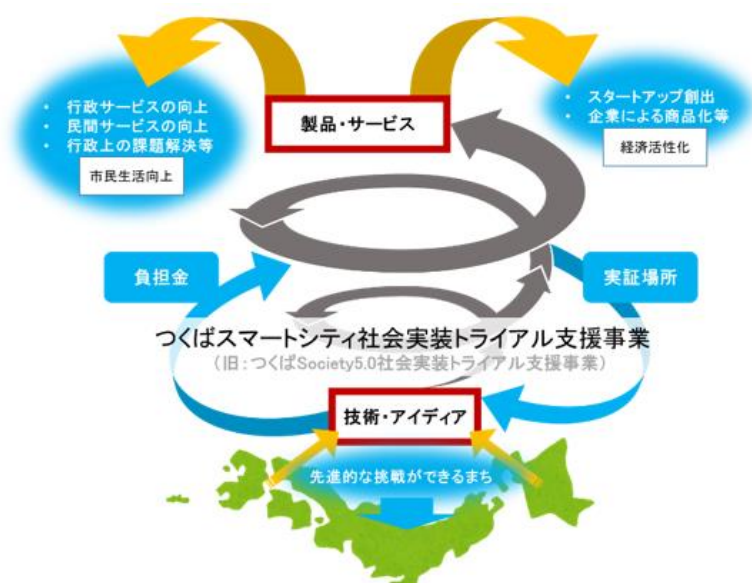
1 事業の目的

本事業は、民間の創意工夫を生かした「Society 5.0」※1の実現に向けた実証実験（以下「トライアル」という。）を公募し、優れたトライアルを支援する事業として、平成29年（2017年）に始まった。

トライアルの核となる革新的な技術やアイデア（以下「先端的技術等」※2という。）の実用化を推進することにより、「Society 5.0」の実現に加え、「スマートシティ」※3、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」※4の実現を一層加速することを目指している。

本市の課題解決、ひいては市民生活の向上及び地域経済の活性化、そして先進的な取組に挑戦するまちとしてのプレゼンス確立に資することを目的とする。

- ※1 Society 5.0
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（出典：[内閣府](#)）
- ※2 先端的技術等
トライアルの先端的技術等については、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ解析、人工知能 (AI)、ネットワーク、コンピューティング、ロボティクス、センシング、XR、メタバース、サイバーセキュリティ等に関する技術が想定される。
- ※3 スマートシティ
ICT等の新技术を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society5.0の先行的な実現の場。（出典：[内閣府](#)）
- ※4 つくばスーパーサイエンスシティ構想
住民のつながりを力にして、大胆な規制改革とともに先進的な技術とサービスを社会実装することで、科学的根拠をもって人々に新たな選択肢を示し、多様な幸せをもたらす大学・国権連携型スーパーシティの実現を目指すもの。（出典：[つくば市](#)）



2 企画提案の公募内容

公募の内容は、以下のとおりとする。

(1) 企画提案内容

企画提案の内容は、「スマートシティ」、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現を目指し、本市の地域課題解決につながることを想定した先端技術・アイデア等の市内でのトライアルに関するものとする。提案者が、以下に示される7つの分野や市の重点施策の背景にある課題のキーワードを踏まえ、先端的技術を用いて、課題解決のための手法を提案する。

詳細については、後述の「4 企画提案の選考」を参照のこと。

つくば市の課題

各キーワードの詳細は、「第2期つくば市戦略プラン」や「つくばスーパーサイエンスシティ構想」を参照のこと。

●優先的に取り組む7つの分野^{※5}

- ①移動・物流
- ②行政
- ③健康・医療
- ④防災・インフラ・防犯
- ⑤デジタルツイン
- ⑥オープンハブ
- ⑦脱炭素・ゼロエミッション

※5 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」で掲げる3つの問題の解決に繋がる優先的に取り組む分野

●重点施策の背景にあるキーワード

課題	(参照) 第2期つくば市 戦略プラン
A) 周辺地域における高齢化・人口減少 空き家問題など。	A) P39
B) 地域資源に関する情報の充実 地域内の活動が、地域外、市外に波及するに至らないことが多く、広い連携や人の呼び込みに困難が生じている。	B) P42～P43

<p>C) 多文化共生に関する意識醸成 多文化共生に加え、男女共同参画や性的多様性に関する意識醸成も十分ではない。</p>	C) P90
<p>D) インフラの維持管理のための効果的な修繕</p>	D) P64～P65
<p>E) 自然への関心喚起 本物の自然を知る機会が失われているとともに、地域住民における多世代間での交流機会が減少し、自然の楽しみ方を知る機会がなくなっている。また、自然の良さを伝える「担い手」の活躍する場が十分提供できていない。</p>	E) P76～P77
<p>F) 農業・林業の担い手不足解消（新規就農支援）</p>	F) P34
<p>G) 移動手段の転換促進 公共交通（バス等）の活用推進。自動車から自転車利用への転換など。</p>	G) P72～P74
<p>H) 脱炭素・ゼロエミッション</p>	H) P106～P107
<p>I) スマート農業（食料自給率向上）</p>	I) P34
<p>J) 障害者の自立支援と社会参加の促進</p>	J) P50・P54
<p>K) オープンデータの市民ニーズ把握 つくば市が保有するデータの活用に対する市民ニーズを把握するとともに、死蔵されているデータを活用して地域社会に役立つ解決策を市民とともに考える場の提供。</p>	K) P99～P100
<p>L) 電子申請等の普及 など</p>	L) P101

(2) 企画提案の対象範囲

本市が問題意識として掲げた課題を解決するための技術・製品やサービスの実証実験を募集する。参考として、以下にトライアルのイメージを示すが、あくまで企画提案のイメージを掴むための一例であり、対象範囲を限定するものではなく、提案については幅広に受け付ける。

ア 先端的技術等

トライアルの先端的技術等については、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ解析、人工知能 (AI)、ネットワーク、コンピューティング、ロボティクス、センシング、XR、メタバース、サイバーセキュリティ等に関する技術が想定される。

イ 対象施設・モニター

トライアルの実施対象施設は、つくば市内の公園や学校、公道などの公共施設及び商業施設、病院、市役所などが想定される。

また、トライアルに必要なモニターは、つくば市が公募することが想定される。

ウ トライアル内容

先端的技術等を活用し、市民の健康・介護・福祉などのサービス維持や向上、移動・買い物・食事などのこれまでに近い生活スタイルの確保、新しい働き方のための教育サービスや安全・柔軟なワークスタイルの実現、産業・観光・農業の新たな発想による経済活性化など、民間・行政サービスの向上による市民生活の向上・地域活性化を目指すものとする。例えば、人工知能技術を基盤とし、障害×IoT、移動×ロボティクス、動作×センシング、職業訓練×XR、教育×メタバース、情報発信×サイバーセキュリティなど、社会実装を念頭に置きつつ、本市の課題解決につながり、また様々な分野の利便性や魅力の向上につながる様々な商品やサービス等の有効性の立証、データ収集等のための実証実験が想定される。

(3) 応募資格

応募をすることができる者は、以下のとおりとする。ただし、大学、企業及び研究機関にあっては、責任者と構成員が明確にされている場合は、部署、研究室等の単位でも応募することができるものとする。

ア 中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

イ 企業（個人事業主を含む。）及び研究機関

なお、代表者、役員又は従業員若しくは構成員が、暴力団員又は暴力団関係者である場合及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている場合は、応募することができないものとする。また、これらが採択後に判明した場合は、直ちに採択を取り消し、支出した実証支援負担金（3 - (1) - ア④の規定に基づき市が負担する費用をいう。）の全額を市に返還させるものとする。

ウ 市のスタートアップの定義^{※6}に該当し、つくば市スタートアップ登録制度に登録している市内企業または創業や移転により当該年度内に市内でスタートアップの事業を開始予定の者（但し、協定締結前に法人登記を完了すること。）

※6 市スタートアップの定義：（全てに該当すること）

- ・ ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持ち、事業成長のための投資を行い、事業成長拡大に取り組んでいる。
- ・ これまでの世界を覆し、新たな世界への変革にチャレンジしている。
- ・ 事業分野がライフサイエンス、ロボット、エネルギー、ナノテクノロジー、物質・材料、情報サービス、環境及び宇宙分野のいずれかに該当する。
- ・ 設立から 10 年未満である。

エ 当該企画提案やそれに係る先端的技術等の全部又は一部について、国の補助金等を受けている又は受けることが確定している場合は応募をすることができない。なお、応募時点で該当しない場合でも、申請中の場合は、または応募以降に申請をした場合は、必ず市に伝えるものとする。（3 - (1) - アを参照のこと）

(4) スタートアップ賞

2 - (3) - ウの要件を満たす者からの提案で、特に優秀なものについて、スタートアップ賞を授与する。

(5) 応募方法

企画提案の応募方法は、以下のとおりとする。

ア 募集期間

令和6年(2024年)5月1日(水曜日)から
同年6月10日(月曜日)午後5時15分(必着)

イ 応募方法

(ア) 提出するもの

- ・企画提案書(様式第1号)
- ・企画提案サマリー(様式1号-2)

各様式は、市のホームページからダウンロードして入手するものとする。

(イ) 提出先

専用サイトの応募フォーム

(ウ) 留意事項

- ・企画提案書は **20 ページ以内** にすること。
- ・応募に要する費用は、全て企画提案を行う者(以下「提案者」という。)の負担とする。
- ・一次審査の通過者は、「4(2)最終審査」に掲げるプレゼンテーション動画等の追加の資料作成が必要となる。10スケジュールに示す通り、一次審査の結果通知から最終審査までの期間が一次審査と比較して短期になることから、注意されたい。

(6) 採択件数

5件以内(うち1件がスタートアップ賞)

3 トライアルについて

(1) 支援の内容

市は、企画提案の中から「4 企画提案の選考」に定める方法により、優れていると認めたものを採択し、支援するものとする。なお、当該採択を受けた者（以下「採択者」という。）に対する支援は、以下のとおりとする。また、スタートアップ賞を授与された者は、つくば市スタートアップ推進室がコーディネートを行う。

ア ① トライアルの実施に必要となる以下に掲げる経費の支援。ただし、「7（2）協定書の締結」に定める協定書の締結日から「7（4）トライアルの終了」に定める日までの期間に支払いを完了しているもので、実証実験に使用したものを対象とする。1件につき総額100万円を上限とする。なお、採択後に、国の補助金等を受けることが確定した場合、本支援は対象外となる。

対象経費	説明
安全対策費	損害保険料及び警備員の人件費等
施設等使用料	トライアル施設等の賃借料及び光熱水費等
モニター謝礼	モニターに対する謝礼
試作品改良費	試作品の改良費
賃借料	トライアルに使用する機材等の賃借料
機器設置費	トライアルを実施する場所までの試作品、その他実証に使用する機材の設置費（運搬費含む。）
消耗品費	トライアルに必要な消耗品費
その他	トライアルの内容に応じて市長が必要と認める経費

② 以下の経費は、支援の対象外とする。

- ・ 旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
- ・ 健康診断等の医療費等の補助
- ・ 住宅・土地等の取得費補助
- ・ インターンシップや研修などの受け入れに関する経費
- ・ 金券・クーポン券等の発行費
- ・ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している経費

- ・用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費
 - ・その他これらに類するもの
- イ トライアルの助言を行う専門家を配置する。なお、これに係る費用は、市が負担する。また、専門家からの助言は、実験実施前（計画段階）・実験中・実験実施後（報告）の合計3回を予定している。なお、専門家は、採択後に決定するものとする。
- ウ 施設等の確保、モニターのあっせん等（市内の公園、学校、公道などの公共施設の提供、国定公園、河川、農地等の調整、モニター募集、地元調整等）
- エ 国等に対する規制・制度改革の提案（国際戦略総合特区の活用、国家戦略特区の提案を想定）
- オ 大学・研究機関等への技術相談のあっせん（つくばグローバル・イノベーション推進機構のつくばテクニカル・コンシェルジュ事業と連携を想定）
- カ 市のイベント等におけるPRの場の提供
- キ その他市長が必要と認めるもの

(2) トライアルの対象外

トライアルの実施（準備を含む。）が令和6年(2024年)3月14日までに終了しないもの、トライアルの場所に本市内を含まないもの、大掛かりな設備やハード整備を要するもの、法律の改正や規制緩和が必要となるもの、国の補助金等を受けている又は受けることが確定しているものについては本事業の対象外とする。

【参考】 トライアルの例

参考として、以下にこれまで実施したトライアルを掲載したHPのQRコード及びURLを記載する。



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/19483.html>

4 企画提案の選考

「5 審査委員会の設置」に規定する審査委員会において、以下の方法により一次審査及び最終審査を行うものとする。採択者の提案内容は、原則公開とする。なお、応募者が1者のみであった場合にも、一次審査及び最終審査を行うものとする。

(1) 一次審査

一次審査は、以下に掲げる各審査項目の評価ポイントに基づき、審査委員が提案者の応募書類を採点して行うものとする。

審査委員は、チームコミュニケーションツール Slack（予定）を通じて、本ツール上での情報のやり取りについて同意を取得した各応募者に対し、応募内容に関する質問をし、回答を採点に反映させるものとする。

審査委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、全委員の平均点を算出し、審査委員会の議論を経て、1位から10位までを目安に企画提案を最終審査に回付するものとする。

ア 審査項目

i) 新規性・先駆性（20点）

評価ポイント：新規性及び先駆性があるか。ただし、国や他の機関の補助制度等の採択を受け、又は公の場で発表しているなどの事由は新規性及び先駆性を審査する上で考慮しないものとする。

ii) 効果・インパクト（20点）

評価ポイント：市内への効果、インパクトに加えて、国の成長や世界的課題の解決など、社会的、経済的に大きなインパクトが期待できるか。

iii) トライアルの実現可能性（15点）

評価ポイント：トライアルの内容が具体的で検証内容が明確かつ実現可能であるか。

iv) 安全性（10点）

評価ポイント：想定されるリスクに対して十分な安全対策が講じられているか。

v) 社会実装可能性（10点）

評価ポイント：内容が具体的かつ社会実装が（研究アイデア段階のものは将来的に）実現可能であるか。

vi) 支援有効性（10点）

評価ポイント：本制度による支援が先端的技術等の実用化に大

きな効力を与えるか。

vii) 地域課題解決効果 (10 点)

評価ポイント：第2期つくば市戦略プランやつくばスーパーサイエンスシティ構想を参考に、①移動・物流、②行政、③医療・健康、④防災・インフラ・防犯、⑤デジタルツイン、⑥オープンハブ、⑦脱炭素・ゼロエミッションの7分野において、AI・チャットボット等をはじめとした先端技術を用いて、つくば市の課題解決に貢献することが期待されるものであるか。

viii) スーパーシティ事業への発展可能性 (5 点)

評価ポイント：社会実装に向け、現行法に対する規制改革提案やデータ連携基盤^{※7}の活用可能性があるか。

※7 データ連携基盤

自治体、企業、医療機関など様々な主体から提供されるデータを一元的に収集・整理し、新たなサービスで活用できるよう提供するための基盤。

出典：スーパーシティ・デジタル田園健康特区（内閣府）

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html>

(2) 最終審査

最終審査は、事前審査と当日審査により行う。

一次審査の通過者は、一次審査の審査委員からのコメントを踏まえ、以下の資料を期日までに指定のオンラインストレージに提出する。

- ・出席者報告書（様式第6号）
- ・提案概要書（様式第7号）
- ・プレゼンテーション動画（5分以内）

審査委員は、最終審査会までに、企画提案書（様式第1号）、企画概要書（様式第7号）及びプレゼンテーション動画（5分間）を確認する。これを事前審査とする。

当日審査は、提案者による1分間のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。審査委員は、事前審査・当日審査を以下の共通審査項目に掲げる各審査項目を踏まえ、それぞれ上位3提案を選考する（各1ポイント）。

さらに、スタートアップ賞対象の企画提案については、以下のスタートアップ賞選考のための審査項目に掲げる各審査項目を踏まえ、全委員は、それぞれ1提案を選考する（1ポイント）。

事務局は、共通審査項目、スタートアップ賞選考のための審査項目のそれぞれについて全委員の合計ポイントを算出し、順位表を作成する。

審査委員会は、各順位表等を参考として議論を実施し、スタートアップ賞対象の1提案（スタートアップ賞）及び当該提案を除いた最終順位案1位から4位までの提案を市長に報告するものとする。

ア 審査項目

(ア) 共通審査項目（全ての企画提案が対象）

一次審査の審査項目に同じ

(イ) スタートアップ賞選考のための審査項目

i) 新規性・短期成長性

評価ポイント：新しいビジネスモデルにより、自社の事業を急成長させていくことが見込まれるか。

ii) 技術優位性

評価ポイント：先端的技術等に競争優位性や高い独自性があるか。

5 審査委員会の設置

企画提案を審査するため、「令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。審査委員会の委員及び審査会は、「令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業 審査委員会設置要項」に定めるものとする。

6 採択・不採択の決定

市長は、最終審査結果の報告等を参考に採択をするものとする。

市長は、選考の結果を、提案者に対し、書面で通知するものとする。

なお、審査の内容及び選考の理由に関する質問、不服申立ては受け付けないものとする。

7 トライアルの実施

(1) トライアルの内容の調整等

採択者は、トライアルの実施に当たって、事前に、法律等の専門家等からトライアルの実施に対する法律面、安全面、倫理面等について意見聴取を行った上で、市、トライアル施設等の管理者、モニターその他の当該トライアルの関係者間において、トライアルの計画を調整するものとする。なお、採択者は、遵守すべき法律・倫理指針等を遵守することとし、本市が遵守状況を調査することや倫理審査等の実施を依頼する場合は、必ず応じること。

なお、本市が、法律面、安全面、倫理面等における妥当性が確認されない、もしくは新型コロナウイルス等の感染状況を踏まえた公衆衛生上の問題、緊急事態宣言等の社会的制約を受けると判断した場合、又はその他災害等が発生した場合は、トライアルの実施を見送ることがある。

調整の結果、トライアルを行う見通しが立ったときは、市と採択者との間で協定を締結する。2-(3)-ウに該当する採択者は、協定締結に先立ち、法人登記を完了していることとする。

(2) 協定書の締結

協定書には、以下の資料を添付するものとする。

- ・本協定締結前に市の承認を得た概要説明書（様式第2号）
- ・実施計画書（様式第3号）
- ・支出予算内訳書（様式第4号）
- ・誓約書（様式第5号）

なお、審査委員会や法律等の専門家等、住民等、トライアル施設等の管理者、モニター、その他の当該トライアルの関係者の意見に基づき、トライアルの実施方法等について条件を付す場合がある。

トライアルに起因する事故については、採択者がすべての責任を負い、誠意を持って対応するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

また、採択者は、トライアルの期間中に、専門家による助言を必ず受けるものとする。

(3) トライアルにあたっての留意事項

トライアルは、原則として公開するものとする（オンラインや撮影した動画での公開を含む）。ただし、公開することが個人情報の漏えい、特許出願を予定している発明の新規性の喪失その他の不利益につながる恐れがある場合は、この限りでない。

なお、採択者は、トライアルの実施前に、トライアル施設等の管理者及び

モニターに対し、トライアルの内容、想定されるリスク、安全対策、事故が起きた場合の補償等について書面で説明し、同意書を徴しておくものとする。

市は、採択者に対し、トライアルの現場において必要な指示を行うものとする。なお、トライアルを行うことにより、他人に危害を及ぼし、若しくは損害を与える恐れがあると認める場合又はトライアル施設等の管理者若しくはモニターから要請があった場合は、当該トライアルを中止させることができるものとする。なお、中止により生じた損失は、採択者の負担とする。

ただし、新型インフルエンザ等の感染状況を踏まえた公衆衛生上の問題や緊急事態宣言等の社会的制約を受ける等の事情、その他災害・感染症等の発生等によりトライアルを中断せざるを得ない又は調整に時間を要する等の場合において、市と採択者は、翌年度の実施を含め検討するものとする。

(4) トライアルの終了

採択者は、計画したトライアルがすべて終了した場合は、終了した日から30日以内又は令和7年（2025年）3月14日のいずれか早い日までに令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業の実績報告を行うものとする。なお、報告書の様式は、採択後に締結する協定書の様式を使用し、併せて必要書類も提出するものとする。

8 成果報告

採択者は、市長が指定する方法でトライアルの成果等の報告を行うものとする。

9 フォローアップ

トライアル終了後は、市は「つくば市市場・市民ニーズ調査事業」や「つくば市未来共創プロジェクト」を通じて社会実装に向けて継続的な支援を検討するものとする。

10 スケジュール

本事業のスケジュールは、以下の表のとおりとする。

手順		時期（予定）
1	本事業の公表（市ホームページ等）	令和6年5月1日
2	企画提案の公募	令和6年5月1日～ 令和6年6月10日
3	企画提案の選考	
	1次審査（書類審査）	令和6年6月下旬
	最終審査（プレゼンテーション審査）	令和6年7月中旬
4	企画提案の採択	令和6年7月下旬
5	トライアルに係る調整、支援等	令和6年8月上旬～
6	トライアルの実施	令和6年8月上旬～ 令和7年3月14日
7	実績報告、経費精算報告	～令和7年3月14日
8	成果報告	令和7年3月12日（予定）

附 則

この要項は、決裁の日を以て施行する。

企画提案の名称

〇〇〇〇（提案者名）

※本様式は、適宜、レイアウト、ページ数を変更してください。
※各ページの説明文（赤字の部分）は削除の上、作成してください。

1 想像する未来社会と先端的技術等

- ・本トライアルでどのような技術・サービスを活用し、どのような未来社会の実現に貢献するか、記載してください。
- ・市内への効果、インパクトに加えて、国の成長や世界的課題解決など、社会的、経済的にどれくらい大きな効果が期待できるか記載してください。

2 新規性・先駆性

- ・トライアルを通じて将来的に社会実装が想定される製品・サービス等が、現存する類似のものと比較し、技術的・アイデア的にどのように新規性・先駆性があるか記載してください。

3 製品・サービス等の開発のロードマップ

- ・実用化までのロードマップを示し、提案時点の製品・サービス等の開発の進捗状況（研究レベル、試作段階（プロトタイプ）、製品化段階など）や開発上の課題等について記載してください。
- ※トライアルでは、ロードマップのどの時点を対象とするのかを明確にしてください。

4 つくば市で行いたいトライアルの詳細

- どのようなトライアルを行うのか、計画を記載してください。
- トライアルを実施したい場所、必要なモニター、実施期間・回数、実施体制（組織、スタッフ、役割分担）費用等を具体的に記載してください。

5 トライアルの成果目標

- トライアルの実施により、どのような成果を目標するのか、また、次のステップとして今後5年間の大まかな展開（資金調達、製品・サービス等の販路拡大・販売見込等）についてどのように考えているか。「3 製品・サービス等の開発のロードマップ」との整合を踏まえて記載してください。

6 今後の展開

- ・ 現行法が改正されることにより、製品・サービス等がより効果的に発揮される可能性がある場合、規制緩和・改正を要望したい法規制と要望内容を記載してください。
- ・ データ連携基盤※を活用することにより、製品・サービス等がより効果的に発揮される可能性がある場合、連携するデータやスキーム（連携先データの保有者、データの連携方法）を記載してください。

※データ連携基盤

自治体、企業、医療機関など様々な主体から提供されるデータを一元的に収集・整理し、新たなサービスで活用できるよう提供するための基盤。

出典：スーパーシティ・デジタル田園健康特区（内閣府）

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html>

7 想定されるリスクと安全対策

- ・ 個人情報の取り扱いの有無 あり なし
- ・ 外部システムとのネットワーク接続 あり なし
- ・ トライアルの実施において、想定されるリスクと安全対策について具体的に記載ください。特に、上記チェックボックスで「あり」にチェックを入れた場合は、情報リスクに対する安全対策について必ず記載してください。

8 想定するマーケット（任意）

- ・トライアルを通じて将来的に社会実装が想定される製品・サービス等が想定しているマーケット（市場規模、顧客層等）について、記載してください。

9 市に求める支援等

- ・モニターの募集、トライアルの場所の提供、住民等への周知など、市に求める支援等を具体的に記載してください。

様式第2号

令和6年度 つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業
概要説明書

名称			
代表者			
所在地	〒		
責任者 ※代表者以外でも 構いません。	職 氏名 連絡先		
主担当者	職 氏名 連絡先		
チーム名簿	職氏名	役割	備考

備考：定款、規約、会則等（個人事業主の場合は、開業届）の応募資格及び主たる活動目的を証明する書類を添付してください。

様式第3号

令和6年度 つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業
実施計画書

1. トライアル計画

①名称	
②トライアルの実施内容	
③実施施設等 (種類、時、物、人、環境等)	1. 実施施設等 2. 機器の設置 3. 電気、水道、ガス等の使用
④モニター	
1. 人数	
2. 条件	
⑤トライアルの期間・回数	年 月 日～ 年 月 日
⑥倫理審査の必要性	有 ・ 無 理由 ()

2. 安全対策

①リスクアセスメント	
②安全対策	

様式第4号

令和6年度 つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業
支出予算内訳書

(単位：円)

項目	支出金額	積算根拠	負担金充当額
合計			

備考

1. 上記の表には、トライアルに係る費用の全額を記載してください。
2. 項目欄には、トライアルに係る以下の経費を記載してください。
その他の費用については、ある程度内容が分かるように項目立てをして記載してください。

参考：令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

実施要項 3 (1) ア①

対象経費	説明
安全対策費	損害保険料及び警備員の人件費等
施設等使用料	トライアル施設等の賃借料及び光熱水費等
モニター謝礼	モニターに対する謝礼
試作品改良費	試作品の改良費
機器借用費	試作品の改良やトライアルに使用する機材の借用費
機器設置費	トライアルを実施する場所までの試作品、その他実証に使用する機材の設置費（運搬費含む。）
消耗品費	トライアルに必要な消耗品費
その他	トライアルの内容に応じて市長が必要と認める経費

3. 市の負担金（総額100万円を上限）を使用しない項目も記載してください。
4. 行が足りない場合は、適宜追加してください。

様式第5号

令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業
誓約書

つくば市長 宛

代表者、役員又は従業員若しくは構成員について、つくば市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業実施要項の規定により支払われた実証支援負担金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員若しくは暴力団員又は暴力団関係者であるか否かの確認のため、茨城県警へ照会がなされることに同意いたします。なお、「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

さらに、国の補助金等を受けていない又は受けることが確定していないことを誓います。なお、今後、これらの該当が明らかになった場合は、直ちに市に申し出ることを誓います。

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者

(※本人自署の場合は押印不要)

様式第 6 号

令和 6 年度 つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業
最終審査（プレゼンテーション・質疑応）出席者等報告書

(ふりがな)		
組織名称		
提案名	※企画提案書に記載した名称を記載してください。	
(ふりがな)		
提案代表者名 役職 氏名		
(ふりがな)		
プレゼン・質疑応答 対応者名 役職 氏名	※プレゼンテーション・質疑応答対応者は 1 名です。	
当日の緊急連絡先	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	※当日オンライン接続ができない時などの連絡先です。 必ず繋がる連絡先を記載してください。	

様式第7号

令和6年度 つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

提案概要書

<small>※この欄には記入しないでください。</small>	<h1>提案名</h1> <h2>組織名</h2>	<small>提案内容の詳細はこちらから↓ 後日、動画QRコードを掲載します。</small>
提案の背景		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">1ページにまとめてください</div>		
トライアル概要		
<small>※トライアルで何を検証したいのかを必ず記載すること</small>		
期待される効果・実現する未来社会		
<small>令和6年度つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業</small>		